

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第37条第1項第1号の規定に基づき、貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条の規定により次のとおり公告する。

平成19年12月21日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 商号又は名称
なし
- 2 代表者の氏名
藤田 康伸
- 3 主たる営業所の所在地
高松市由良町415番地4
- 4 登録番号
香川県知事（2）第00562号
- 5 登録の取消し年月日
平成19年12月14日